

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第22号

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第15号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | |
|--|--|------|------|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> <p>第8条の2 条例第55条の8第2号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の通いサービスの利用定員（当該<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第72条の4において準用する条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下この条において「<u>特区省令</u>」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を条例第55条の8第1号に規定する登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。</p> | <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p> <p>第8条の2 条例第55条の8第2号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>の通いサービスの利用定員（当該<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第72条の4において準用する条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下この条において「<u>特区省令</u>」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を条例第55条の8第1号に規定する登録定員の2分の1から15人（<u>登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に掲げる数、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「<u>指定地域密着型サービス基準</u>」という。）第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。</p> <table border="1"><thead><tr><th>登録定員</th><th>利用定員</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>26人又は27人</u></td><td><u>16人</u></td></tr><tr><td><u>28人</u></td><td><u>17人</u></td></tr><tr><td><u>29人</u></td><td><u>18人</u></td></tr></tbody></table> | 登録定員 | 利用定員 | <u>26人又は27人</u> | <u>16人</u> | <u>28人</u> | <u>17人</u> | <u>29人</u> | <u>18人</u> |
| 登録定員 | 利用定員 | | | | | | | | |
| <u>26人又は27人</u> | <u>16人</u> | | | | | | | | |
| <u>28人</u> | <u>17人</u> | | | | | | | | |
| <u>29人</u> | <u>18人</u> | | | | | | | | |
| <p>(2) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の居間及び食堂（</p> | <p>(2) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>の居間及び食堂（</p> | | | | | | | | |

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及び指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第72条の4において準用する条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条に規定する基準を満たしていること。

(4) [略]

(設備の基準)

第9条 条例第57条に規定する指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

第12条 第2条、第5条及び第10条の規定は、条例第66条に規定する指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第2条中「第28条第8項」とあるのは「第72条において準用する条例第28条第8項」と、「児童発達支援計画（条例第28条第1項に規定する児童発達支援計画）」とあるのは「放課後等デイサービス計画（条例第72条において準用する条例第28条第1項に規定する放課後等デイサービス計画）」と、第10条第6号中「実施地域（条例第57条に規定する指定医療型児童発達支援事業所が通常時に条例第56条に規定する指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

第13条 第2条、第5条、第7条から第8条の2まで及び第10条の規定は、条例第72条の2に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及び指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第72条の4において準用する条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(4) [略]

(設備の基準)

第9条 条例第59条第3項の規則で定める設備の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

第12条 第2条、第4条及び第5条の規定は、条例第66条に規定する指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第2条中「第28条第8項」とあるのは「第72条において準用する条例第28条第8項」と、「児童発達支援計画（条例第28条第1項に規定する児童発達支援計画）」とあるのは「放課後等デイサービス計画（条例第72条において準用する条例第28条第1項に規定する放課後等デイサービス計画）」と読み替えるものとする。

第13条 第2条、第4条、第5条及び第7条から第8条の2までの規定は、条例第72条の2に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。